

第百三十六回 参議院 環境特別委員会 會議録第七号

平成八年四月二十四日(水曜日)

午後零時十七分開会

委員の異動

四月十日

辞任

加藤 修一君

補欠選任

足立 良平君

四月十一日

辞任

中原 爽君

補欠選任

西田 吉宏君

出席者は左のとおり。

委員長

大淵 絹子君

理事

狩野 安君

河本 英典君

釘宮 磐君

竹村 泰子君

委員

石川 弘君

鴻池 祥肇君

佐藤 泰三君

長峯 基君

西田 吉宏君

野村 五男君

馳 浩君

足立 良平君

畑 恵君

広中和歌子君

和田 洋子君

朝日 俊弘君

有働 正治君

中尾 則幸君

矢田部 理君

国務大臣

国務大臣 (環境庁長官) 岩垂壽喜男君

政府委員

環境庁長官官房 田中 健次君

環境庁大気保全 大澤 進君

事務局側

第二特別調査室 林 五津夫君

本日の会議に付した案件

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大淵絹子君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十日、加藤修一君が委員を辞任され、その補欠として足立良平君が選任されました。

また、去る十一日、中原爽君が委員を辞任され、その補欠として西田吉宏君が選任されました。

○委員長(大淵絹子君) 大気汚染防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。岩垂環境庁長官。

○国務大臣(岩垂壽喜男君) ただいま議題となりました大気汚染防止法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

汚染のない清浄な大気環境の保全は、国民の健康で文化的な生活の確保を図る上で重要な課題の一つであり、環境行政に課せられた重大な責務の一つであると認識しております。

このため、政府といたしましては、公害対策基本法及び環境基本法に基づき大気環境基準を定めるとともに、大気環境基準の達成に向けて、工場、事業場からのばい煙等を対象とした対策、自動車の排出ガスを対象とした対策等各種対策の総合的な推進に鋭意取り組んできたところであります。

しかしながら、今日、従来の取り組みに加えて新たな課題に的確に対処していくことが求められてきております。

第一は、多様な有害大気汚染物質による新たな大気汚染への対応であります。

近年の我が国の大気環境の調査結果によりますと、大気中から低濃度ではありますが発がん性等の有害性が問題とされる物質が種々検出されており、物質によっては、その長期暴露による国民の健康への影響が懸念される状況に至っております。

このため、既に米国等幾つかの先進国において有害大気汚染物質に係る排出抑制対策が進められていること、我が国において水質汚濁や土壌汚染の分野で発がん性物質等の有害物質対策が進められていること等も踏まえ、有害大気汚染物質の排出抑制対策を積極的に推進していくことが必要となっております。

第二は、二輪車による大気汚染への対応であります。

二輪車については、従来、自動車排出ガス規制の対象とはなっておりませんでした。二輪車の走行台数が極めて多く、また、自動車排出ガス規制の進展により二輪車からの排出ガスの寄与割合が相対的に増大したことから、特にベンゼン等の有害大気汚染物質を含む炭化水素の排出量は、今や自動車全体の二割を占めるに至っております。このため、二輪車に係る排出ガスの抑制対策を積極

的に進めていくことが必要となっております。

第三は、建築物の解体現場からのアスベストの飛散防止対策の徹底であります。

アスベスト対策としては、既にアスベスト製品製造工場等について法的規制措置を講じておりますが、建築物の解体等に伴うアスベストの飛散防止については、これまで主として行政指導により対応してまいりました。しかしながら、阪神・淡路大震災において被害を受けた建築物の解体等に伴うアスベストの飛散が懸念され、対策の徹底が求められたことや、アスベスト使用建築物が建設され始めて既に三十年程度が経過し、今後その建てかえのための解体等の増加が見込まれることを踏まえ、対策の一層の徹底を図ることが必要となっております。

第四は、工場、事業場における事故時の措置の充実であります。

施設の故障、破損等の事故による大気汚染に際しては、被害の拡大を防ぐため、行政と事業者の迅速な連携が必要であるということが、阪神・淡路大震災の際に改めて得られた貴重な教訓の一つであり、この教訓を真摯に受けとめ、事故時の措置の一層の充実を図ることが必要であります。

本法律案は、これらの課題に的確に対処し、大気環境行政を一層推進するため、各種の規定の整備を図るものとしております。

次に、本法律案の主要事項について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、有害大気汚染物質対策の推進に関する規定の整備であります。

有害大気汚染物質対策の推進に関する章を新たに一章設け、科学的知見の充実のもと、将来にわたって人の健康に係る被害の未然防止を図るという基本的な考え方を明確にし、有害大気汚染物質の排出抑制のための積極的な取り組みを事業者

求めるとともに、国及び地方公共団体においては、有害大気汚染物質による大気汚染状況の把握、健康被害のおそれの程度の評価、公表、事業者に対する情報の提供及び住民に対する知識の普及に努めるべきことを規定しております。

また、その中でも、大気中の濃度の低減を急ぐべき物質については、当面、排出抑制基準を示し、より確実な排出抑制の取り組みを事業者を求めることとし、その旨附則において規定しております。

以上の仕組みについては、今後の科学的知見の充実の程度、事業者による取り組みの成果等を総合的に勘案し、健康被害の未然防止の観点からより一層の対策の充実を図るため、本法律案の施行後三年を目途として検討を加え、その結果に基づいて、制度の見直しを含め所要の措置を講ずることと規定しております。

第二に、自動車排出ガス規制の対象の拡大であります。

自動車排出ガスの定義規定を改め、自動車排出ガスに係る許容限度設定の対象に原動機付自転車、すなわち百二十五cc以下の二輪車を追加することとしております。

第三に、建築物の解体等の作業に伴うアスベストの排出または飛散の防止に係る各種規定の整備であります。

建築物の解体等について作業基準を設定し、事業者による作業基準の遵守義務を課すとともに、都道府県知事は、作業基準を遵守していないと認められる事業者に対し、作業基準に従うべきことを命ずることができること等を規定しております。

第四に、事故時の措置に関する規定の整備であります。

事故により大気汚染が生じた場合における応急措置義務等の対象となる施設にばい煙発生施設を加えるとともに、事故発生時における都道府県知事への通報を事業者に求めることとしております。

以上のほか、事業者の届け出義務の緩和、罰則

規定その他の規定の整備等を行うこととしております。

以上が本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(大淵靖子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

四月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。
一、大気汚染防止法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 粉じんに関する規制(第十八条―第十八条の十三)」を「第一章の二 粉じんに関する規制(第十八条―第十八条の十九)」に改める。
第十八条―第十八条の十三を「第一章の三 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の二十一―第十八条の二十四)」に改める。

第一条中「伴つて発生するばい煙を」と並びに建築物の解体等に伴うばい煙並びに粉じん」に改め、「規制し」の下に、「有害大気汚染物質対策の実施を推進し」を加える。

第二条第八項中「総理府令で」の下に「定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車のうち総理府令で」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの(以下「特定建築材料」という。)が使用

されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気中の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

9 この法律において「有害大気汚染物質」とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気中の汚染の原因となるもの(ばい煙(第一項第一号及び第三号に掲げるものに限る。))及び特定粉じんを除く。をいう。

第十七条の見出し中「特定物質に関する」を削り、同条第一項中「物の」を「ばい煙発生施設を設置している者又は物の」に、「人の健康又は」を「人の健康若しくは」に、「物質で」を「ものとして」に、「工場又は」を「工場若しくは」に改め、「(以下「特定施設設置者」という。))を削り、「特定施設を、ばい煙発生施設又は特定施設に、特定物質を、ばい煙又は特定物質に、」に「を」を「直ちに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「前項を」を「第一項に、」に改め、又は「そのなされる」を「損なわれ、又は損なわれる」に、「当該特定施設設置者」を「その事故に係る同項に規定する者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

第十八条の五の見出しを「(敷地境界基準)」に改め、同条中「特定粉じんに係る」を「特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における」に、「この章において単に「規制基準」を「敷地境界基準」に改める。

第十八条の八、第十八条の十(見出しを含む。))及び第十八条の十一中「規制基準」を「敷地境界基準」に改める。

第二章の二中第十八条の十三の次に次の六条を加える。

(作業基準)
第十八条の十四 特定粉じん排出等作業に係る規制基準(以下「作業基準」という。))は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、総理府令で定める。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)
第十八条の十五 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。))を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日より、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 特定工事の場所
三 特定粉じん排出等作業の種類
四 特定粉じん排出等作業の実施の期間
五 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

六 特定粉じん排出等作業の方法
2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図その他の総理府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)
第十八条の十六 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等

作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(作業基準の遵守義務)

第十八条の十七 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第十八条の十八 都道府県知事は、特定工事を実施する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に對し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(注文者の配慮)

第十八条の十九 特定工事の注文者は、当該特定工事を実施する者に對し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第二章の二の次に次の一章を加える。

第二章の三 有害大気汚染物質対策の推進

(施策等の実施の指針)

第十八条の二十 有害大気汚染物質による大気の汚染の防止に関する施策その他の措置は、科学的知見の充実に、将来にわたつて人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、実施されなければならない。

(事業者の責務)

第十八条の二十一 事業者は、その事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

(国の施策)

第十八条の二十二 国は、地方公共団体との連携の下に有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めるとともに、有害大気汚染物質の人の健康に及ぼす影響

に関する科学的知見の充実に努めなければならない。

2 国は、前項の調査の実施状況及び同項の科学的知見の充実に応じ、有害大気汚染物質ごとに大気の汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度を評価し、その成果を定期的に公表しなければならない。

3 国は、事業者が前条の措置を講ずることを促進し、及び次条の地方公共団体の施策が推進されることに資するため、有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制のための技術に関する情報を収集整理し、及びその成果の普及を図るように努めなければならない。

(地方公共団体の施策)

第十八条の二十三 地方公共団体は、その区域に係る有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めなければならない。

2 地方公共団体は、事業者に対し、第十八条の二十一の措置を講ずることを促進するために必要な情報の提供を行うように努めるとともに、住民に對し、有害大気汚染物質による大気の汚染の防止に関する知識の普及を図るように努めなければならない。

(国民の努力)

第十八条の二十四 何人も、その日常生活に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散を抑制するように努めなければならない。

第二十三条の見出し中「等」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第二十六条第一項中「ばい煙排出者、特定施設設置者」を「ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者」に、「若しくは特定粉じん排出者」を、「特定粉じん排出者若しくは特定工事を実施する者に」に改め、「特定粉じん発生施設の下に」、「特定粉じん排出等作業の状況」を、「事業場」の下に「若しくは特定工事の場所を加え、その他のを

「特定工事に係る建築物その他の」に改める。

第二十七条第二項中「第十七条第二項」の下に「及び第三項を加える。

第二十八条第二項中「若しくは特定粉じん発生施設を、特定粉じん発生施設若しくは特定粉じん排出等作業」に改める。

第二十九条中「又は事業場を、若しくは事業場に」、「に伴い発生するを、又は建築物の解体等に伴うに」、「若しくはを、又はに改め、「特定粉じん」の下に「の排出等」を加える。

第三十二条中「並びに」を削り、「特定粉じんの大気中への排出又は飛散に關し」の下に、「並びに特定粉じん排出等作業について、その作業に伴い発生し、又は飛散する特定粉じん以外の物質の大気中への排出又は飛散に關し、特定粉じん排出等作業以外の建築物を解体し、改造し、又は補修する作業について、その作業に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんの大気中への排出又は飛散に關しを加える。

第三十三条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第三十三条の二第一項中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に、「又は第二十三條第四項」を、第十八条の十六、第十八条の十八又は第二十三條第二項に改め、同条第二項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第三十四条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「又は第十八条の六第一項若しくは第三項」を、「第十八条の六第一項若しくは第三項又は第十八条の十五第一項」に改める。

第三十五条中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「二十万円」に改める。

第三十七条中「第二十三條第二項」を「第十八条の十五第二項」に改める。

附則第九項から第十一項までを次のように改める。

(指定物質抑制基準)
9 環境庁長官は、当分の間、有害大気汚染物質

による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもので政令で定めるもの(以下「指定物質」という。)を大気中に排出し、又は飛散させる施設(工場又は事業場に設置されるものに限る。)で政令で定めるもの(以下「指定物質排出施設」という。)について、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類の別に排出又は飛散の抑制に関する基準(以下「指定物質抑制基準」という。)を定め、これを公表するものとする。

10 都道府県知事は、指定物質抑制基準が定められた場合において、当該都道府県の区域において指定物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があるとき、指定物質抑制基準を勘案して、指定物質排出施設からの指定物質の排出又は飛散の抑制について必要な勧告をすることができる。

(報告)

11 都道府県知事は、前項の勧告をするために必要な限度において、同項に規定する者に対し、指定物質排出施設の状況その他必要な事項に關し報告を求めることができる。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後三年を目途として、有害大気汚染物質が人の健康に及ぼす影響

に関する科学的知見の充実の程度、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準の確保の状況その他の大気の汚染の状況、工場又は事業場からの有害大気汚染物質の排出又は飛散の状況、有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制のための技術開発の状況その他の事情を総合的に勘案して、改正後の第二章の三及び附則第九項から第十一項までに規定する有害大気汚染物質対策の推進に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、有害大気汚染物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを未然に防止するため、所要の措置を講ずるものとする。

（道路交通法の一部改正）

4 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第一百十条の二第一項中「第二十三条第四項を「第二十三条第二項」に改める。